

業 庫 第 1 7 号（例）

2 0 2 6 年 4 月 1 日

委託国庫送金事務取扱店

（被 仕 向 店） 御中

日 本 銀 行 業 務 局

「委託国庫送金事務取扱手続」の一部改正に関する件

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）の施行に伴い、標題規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本件改正は、介護保険の被保険者証に記載されている保険者番号および被保険者番号について、個人情報保護の観点から、介護保険事業またはこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止されたことに鑑み、本人確認の際に、コピー等によるこれらの番号の収集を行わない旨の注意事項を追加するものです。

以 上

「委託国庫送金事務取扱手続」中一部改正

- 被仕向店の事務２．（３）の注意事項（右ページ）①１．中「公的医療保険の資格確認書、健康保険日雇特例被保険者手帳」を「公的医療保険の資格確認書、健康保険日雇特例被保険者手帳、介護保険の被保険者証」に改める。